

仕様書

件名： マッサージチェア設置に係る市有財産有償貸付

貸付場所： 伊勢市小俣町元町 536 番地 伊勢市離宮の湯 浴場休憩室

1 機器設置の条件

- (1) マッサージチェアは2台設置すること。機種は同一でなくともよいが、機種ごとの使用方法を明示すること。
- (2) 施錠ができる使用料回収容器を設置すること。
- (3) マッサージチェアの設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置者の負担とする。また、光熱水費についても設置者の負担とし、設置者は次の方法により算出された電気料を、伊勢市が指定する期限までに全額納入すること。

機器使用1回あたりの消費電力×使用回数×施設の電気使用料の単価

- (4) 設置者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置者は一切の補償を伊勢市に請求することができないものとする。

2 維持管理責任

- (1) 機器の点検、金銭管理などマッサージチェアの維持管理を適切に行うこと。
- (2) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (3) マッサージチェアを設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、転倒防止装置等により安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。畳スペースへの設置となるため、畳への負担軽減措置を行うこと。
- (4) マッサージチェアの故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、借受人の責任において対応すること。

3 売上状況等の報告

本件マッサージチェアの売上状況を次のとおり毎月、翌月5日までに報告すること。

(1) 内容

機器品番	使用回数(回)	売上金額(円)
①	回	円
②	回	円

4 その他

- (1) マッサージチェア設置前に、設置しようとする機器のカタログ等(機器使用1回あたりの消費電力がわかるもの)及び配置図を提出すること。

(2)設置者は、マッサージチェアの設置について安全確保に努めることとし、伊勢市および第三者に生命・身体・財産上の損害を生じさせたときは、その損害を賠償するものとする。